

【研究ノート】

信託を用いた医療法人の事業承継の検討

Examination of the Business Succession of the Medical Corporation using the Trust.

大 屋 貴 裕
Takahiro Ohya

今 井 克 也
Katsuya Imai

黒 田 尚 彦
Naohiko Kuroda

永 田 仁 志
Hitoshi Nagata

2019年 9 月

金沢星稜大学論集 第53巻 第1号 抜刷

Offprint from

Journal of Kanazawa Seiryō University, Vol. 53 No. 1

September 2019

(論文要旨)

信託を用いた医療法人の事業承継の検討

大屋 貴裕、今井 克也、黒田 尚彦、永田 仁志

医師が医業を経営する場合において、法人による経営については昭和 25 年に改正された医療法により認められた。当初、医療法人の要件としては、「医師または歯科医師が常時 3 人以上勤務する診療所」とされたが、昭和 61 年改正により「一人医師医療法人」の設立が可能となった。このような医療法人は、一般的には社団法人形式で設立され、出資持分の有無という観点から、「出資持分のある医療法人」と「出資持分のない医療法人」に区分されるが、医療法平成 18 年改正において、出資持分のある医療法人（以下、「持分あり法人」という。）の新規設立は不可能となった。

平成 31 年 3 月末においては、医療法人の総数 54,790 法人のうち、そのような持分あり法人は 39,263 法人と全体の 71.7%を占めており、総数の 8 割以上は、一人医師医療法人であるが、一人医師医療法人は、その開設者の高齢化も進んでいることから、特に、持分あり法人においては今後その事業承継の問題が顕在化してくることが想定される。

本稿では、このような医療法人の特殊性を整理したうえで、事業承継にはどのような問題が存在し、どのような解決方法が存するかについて検討を行う。

医療法人制度は、戦後において導入された制度であり 70 年近くの歴史をもっているが、制度の内容は改正を繰り返しており、平成 18 年（2006 年）では、医療法人の非営利性を通じて医療法人に関する国民の信頼を確立するために、「非営利性の徹底」、「公益性の確立」、「効率性の向上」、「透明性の確保」、「安定した医業経営の実現」の観点から改正が行われ、本改正において持分なしの医療法人が登場した。

医療法人は、原則として理事 3 名以上及び監事 1 名以上の役員を置くこととされ、医療法人が社団法人による場合は、社員総会、理事、理事会、監事の設置が義務づけられた。原則として、理事長は医師等である理事の中から選出され、開設する全ての病院、診療所または老人保健施設の管理者を理事に加えなければならない等の規制がなされた。

医療法の下では、医療法人は、出資持分のある社団（以下、「持分あり社団」という）、出資持分のない社団、持分概念のない財団に大きく分類され、平成 18 年改正以前に設立された持分あり社団は、「出資額限度法人」と「通常の出資持分あり社団」に分類され、それぞれにおいて「出資持分」の権利に特徴がある。

医療法人の事業承継に関しては、出資持分は払戻請求権と表裏一体の財産権ではあるが、医療法人の意思決定機関である社員総会の議決権とは無関係であり、経営権の移転は出資持分の移転に加え、社員総会での議決権の移転が不可欠となる。さらに、業務執行機関である理事会の構成員には、法人の開設する全ての医療機関に医師または歯科医師の資格を持った管理者が必要であり、かつ互選で選ばれる理事長は、原則、医師または歯科医師でなけ

ればならないという制約も存する点で、医療法人の事業承継は特殊性があるといえる。本稿では、当該事業承継において信託の利用が可能であるかどうかについて検証する。

信託とは、「委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信託できる人（受託者）に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度」であり、機能としては①倒産隔離機能、②財産管理機能、③権利転換機能の3点が挙げられ、信託の利用方法は限らない可能性を秘めている。

医療法人（持分あり法人）の第三者への事業承継の場面において、信託が活用される可能性について、事例をもとに事業承継の問題をもとに検討し、信託を用いたスキームを組成してみたところ、以下の点で知見が得られた。

（１）スキームにおける信託機能

事例では、事業承継における財産権の譲渡が長期にわたる場合に、契約では被承継人及び承継人双方において履行が確実になされるかどうか懸念されることから、信託を用いたスキームを組成させる際に利用した信託機能は、「権利転換機能」と「財産管理機能」であった。

「財産管理機能」は、信託の基本的な機能であり、本スキームでは受託者に信託財産である出資持分の管理、処分、再信託が委任されるという契約で実行されている。出資持分の売買自体は相対の契約により可能ではあるが、長期間の契約であること、当事者の一方が事業者でないために契約実務に慣れていないこと等により、当事者双方での財産管理に偏りが出ないようにすることは困難であるが、そこで財産を管理する第三者的な機関を入れることでこの問題を解決することが可能と考えた。

このように本スキームで提案している信託は、「権利転換機能」と基本的な「財産管理機能」をであり、その両方を合わせて、「財産移転中継的な信託」を実現させていると考えられる。

（２）中継機関としての受託者

スキームでは、被承継者と承継者を理事、社員とした一般社団法人を設立し、当該一般社団法人を受託者として就任させ、受託者のガバナンスの観点や機能的な面から検討を進めべきとの考え、受託者をどのようにするかというのは今後の課題であるとした。

（３）課税問題

信託税制については、平成18年信託法改正に対応するために平成19年税制改正において大幅に改正されたが、信託税制に関しては複雑怪奇との評価がなされてきたように、税の専門家であっても難しく、スキームにおいても、信託実施段階における「受益者等」への課税について不透明な部分が存在しており、改めて信託税制の問題解明の必要性及びそのような問題を生じさせないための契約等の実務の積み重ねが不可欠であることを指摘した。

以上、信託利用の検討において、そこでは信託には新たな機能が存在するのではないかと、いう可能性を提示することができた。今後においては、信託の利用例も増え、それに応じて

税法における立法上、解釈上の問題も生じてくることが予想され、また様々な新しい租税回避の試みがなされてきたときにどのような対処をすべきかについて大きな問題とされる。